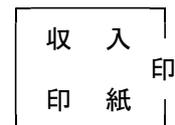


## 運 送 契 約 書



青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と、  
 (以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運送  
 について次のとおり契約を締結する。

## 1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用

## 2 車種及び登録番号

## 3 台数 1 台

## 4 使用期間

平成 27 年 月 日から

平成 27 年 月 日まで 日間

## 5 契約金額 円 (内訳 1 日 円 × 日間)

## 6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

## 7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

平成 27 年 月 日 (契約締結年月日)

甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者

氏 名

印

乙 住 所

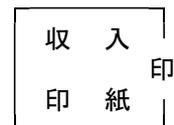
名 称

印

代 表 者

印

# 車輛賃貸借契約書



青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と、  
 (以下「乙」という。) は、車輛の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

## 1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用

## 2 車種及び登録番号

## 3 台数 1 台

## 4 使用期間

平成 27 年 月 日から

平成 27 年 月 日まで 日間

## 5 契約金額 円 (内訳 1 日 円 × 日間)

## 6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

## 7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

平成 27 年 月 日 (契約締結年月日)

甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代 表 者

印

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書



青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と、  
 (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料の供給  
 について次のとおり契約を締結する。

## 1 供給する期間

平成 27 年 月 日から平成 27 年 月 日まで

## 2 供給場所

所在地

名 称

## 3 供給を受ける自動車の登録番号

## 4 金 額

単価は、1リットル当たり 円（税込み）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

## 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

平成 27 年 月 日（契約締結年月日）

甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者

氏 名

印

乙 住 所

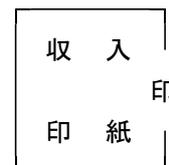
名 称

印

代 表 者

印

## 自動車運転契約書



青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と、  
(以下「乙」という。) は、甲が使用する青森県議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

## 1 運転する期間

平成 27 年 月 日から  
平成 27 年 月 日まで 日間  
原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額 円  
(1日につき 円)

## 3 運転する車両の登録番号

## 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

平成 27 年 月 日 (契約締結年月日)

甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

## 選挙運動用ポスター作成契約書



青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と、  
 (以下「乙」という。) は、次のとおり契約を締結する。

1 品 名  
 公職選挙法第 1 4 3 条に定める選挙運動用ポスター

2 契約金額 円  
 (単価 円 銭 × 数量 枚)

3 納入期限  
 平成 2 7 年 月 日

## 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

平成 2 7 年 月 日 (契約締結年月日)

甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代 表 者

印